

委員限り

資料D

政治資金監査に関するQ&A

ご 質 問	回 答
政治資金監査に関すること	
公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する領収書等は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。	コンビニエンスストア等が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、コンビニエンスストア等は請求書発行事業者の代理人となる。このため、コンビニエンスストア等が支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したこととなり、コンビニエンスストア等が発行する領収書等で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。